

(質問第六十五号) 昭和二十二年九月二十三日配付

生活協同組合等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十二日

青山正一

参議院議長 松平恒雄殿

生活協同組合等に関する質問主意書

生活協同組合等について

最近各地に生活協同組合或いは消費組合が組織され、この看板の下に各種物資（特に食料品関係）の購入、販賣が行われて居る。組合員相互の福利増進の域を越え純然たる商行爲に墜ちているものもあれば、一部の者の利益追給の擬装に過ぎないものすらある。大觀して公定價格の嚴守されていないこと、正規ルートが乱されていることは想像に難くない。

斯る組織下に於ては、取締の面も若干の寛大さが認められ之を惡用して公然闇の溫存地帯化しているものもある。

以上の如き運営は將來健全なる組織の萌芽を阻害することは必然である。

鑒出する斯る不徳義なる団体乃至組合に対する指導方針と取締に関する政府の具体的な所見を承わ

たい。